

車座談議(港小学校区:8月21日(土)) 説明の役割分担

頁	内容	担当
1~3	表紙・目次	
4	高浜市の未来を描く市民会議とは	
5	自治基本条例ってなんだろう？	
6	みんなで自治基本条例を活かしていこう！	
7	自治基本条例は「自ら治めるための土台となるルール」	
8	なぜ自治基本条例が必要なの？	
9	自治基本条例の構成	
10	前文	
11	第1条（目的）	
12	第2条（用語）①	
13	第2条（用語）②	
14	第3条（条例の位置づけ）	
15	第4章（まちづくりの基本原則）	
16	こんな条例にしていこう（参画と協働・情報共有・相互連携）	
17	第4章（まちづくりの基本原則） 1. 参画の原則	
18	第4章（まちづくりの基本原則） 2. 協働の原則	
19	第4章（まちづくりの基本原則） 3. 情報共有の原則	
20	こんな条例にしていこう（市民・事業者に期待すること）	
21	第5条（市民の権利）	
22	第6条（子どものまちづくりに参加する権利）	
23	第7条（市民の役割と責務）	
24	第8条（事業者の役割と責務）	
25	こんな条例にしていこう（議会・議員に期待すること）	
26	第9条（議会の役割と責務）	
27	第10条（議員の役割と責務）	
28	こんな条例にしていこう（行政に期待すること）	
29	第11条（市長の役割と責務）・第12条（職員の役割と責務）	
30	第13条（参画機会の保障）	
31	第14条（住民投票）	
32	第15条（協働の推進）	
33	こんな条例にしていこう（地域自治）	
34	第16条（地域内分権の推進）	
35	第17条（まちづくり協議会）	
36	まる・さんかく・しかくの法則	
37	第18条（地域計画）	
38	第19条（活動の支援・育成）	
39	こんな条例にしていこう（市政運営）	
40	第20条（市政運営の基本原則）	
41	第21条（総合計画の策定等）	
42	第22条（危機管理）	
43	第23条（他の自治体等との連携と協力）	
44	第24条（条例の検証と見直し）	
45	エンディング①	
46	エンディング②	
47	エンディング③	

車座談議(翼小学校区:8月24日(火)) 説明の役割分担

頁	内容	担当
1~3	表紙・目次	
4	高浜市の未来を描く市民会議とは	
5	自治基本条例ってなんだろう？	
6	みんなで自治基本条例を活かしていこう！	
7	自治基本条例は「自ら治めるための土台となるルール」	
8	なぜ自治基本条例が必要な？	
9	自治基本条例の構成	
10	前文	
11	第1条（目的）	
12	第2条（用語）①	
13	第2条（用語）②	
14	第3条（条例の位置づけ）	
15	第4章（まちづくりの基本原則）	
16	こんな条例にしていこう（参画と協働・情報共有・相互連携）	
17	第4章（まちづくりの基本原則） 1. 参画の原則	
18	第4章（まちづくりの基本原則） 2. 協働の原則	
19	第4章（まちづくりの基本原則） 3. 情報共有の原則	
20	こんな条例にしていこう（市民・事業者に期待すること）	
21	第5条（市民の権利）	
22	第6条（子どものまちづくりに参加する権利）	
23	第7条（市民の役割と責務）	
24	第8条（事業者の役割と責務）	
25	こんな条例にしていこう（議会・議員に期待すること）	
26	第9条（議会の役割と責務）	
27	第10条（議員の役割と責務）	
28	こんな条例にしていこう（行政に期待すること）	
29	第11条（市長の役割と責務）・第12条（職員の役割と責務）	
30	第13条（参画機会の保障）	
31	第14条（住民投票）	
32	第15条（協働の推進）	
33	こんな条例にしていこう（地域自治）	
34	第16条（地域内分権の推進）	
35	第17条（まちづくり協議会）	
36	まる・さんかく・しかくの法則	
37	第18条（地域計画）	
38	第19条（活動の支援・育成）	
39	こんな条例にしていこう（市政運営）	
40	第20条（市政運営の基本原則）	
41	第21条（総合計画の策定等）	
42	第22条（危機管理）	
43	第23条（他の自治体等との連携と協力）	
44	第24条（条例の検証と見直し）	
45	エンディング①	
46	エンディング②	
47	エンディング③	

車座談議(高浜小学校区:9月2日(木)) 説明の役割分担

頁	内容	担当
1~3	表紙・目次	
4	高浜市の未来を描く市民会議とは	
5	自治基本条例ってなんだろう？	
6	みんなで自治基本条例を活かしていこう！	
7	自治基本条例は「自ら治めるための土台となるルール」	
8	なぜ自治基本条例が必要なの？	
9	自治基本条例の構成	
10	前文	
11	第1条(目的)	
12	第2条(用語)①	
13	第2条(用語)②	
14	第3条(条例の位置づけ)	
15	第4章(まちづくりの基本原則)	
16	こんな条例にしていこう(参画と協働・情報共有・相互連携)	
17	第4章(まちづくりの基本原則) 1. 参画の原則	
18	第4章(まちづくりの基本原則) 2. 協働の原則	
19	第4章(まちづくりの基本原則) 3. 情報共有の原則	
20	こんな条例にしていこう(市民・事業者に期待すること)	
21	第5条(市民の権利)	
22	第6条(子どものまちづくりに参加する権利)	
23	第7条(市民の役割と責務)	
24	第8条(事業者の役割と責務)	
25	こんな条例にしていこう(議会・議員に期待すること)	
26	第9条(議会の役割と責務)	
27	第10条(議員の役割と責務)	
28	こんな条例にしていこう(行政に期待すること)	
29	第11条(市長の役割と責務)・第12条(職員の役割と責務)	
30	第13条(参画機会の保障)	
31	第14条(住民投票)	
32	第15条(協働の推進)	
33	こんな条例にしていこう(地域自治)	
34	第16条(地域内分権の推進)	
35	第17条(まちづくり協議会)	
36	まる・さんかく・しかくの法則	
37	第18条(地域計画)	
38	第19条(活動の支援・育成)	
39	こんな条例にしていこう(市政運営)	
40	第20条(市政運営の基本原則)	
41	第21条(総合計画の策定等)	
42	第22条(危機管理)	
43	第23条(他の自治体等との連携と協力)	
44	第24条(条例の検証と見直し)	
45	エンディング①	
46	エンディング②	
47	エンディング③	

車座談議(吉浜小学校区:9月6日(月)) 説明の役割分担

頁	内容	担当
1~3	表紙・目次	
4	高浜市の未来を描く市民会議とは	
5	自治基本条例ってなんだろう？	
6	みんなで自治基本条例を活かしていこう！	
7	自治基本条例は「自ら治めるための土台となるルール」	
8	なぜ自治基本条例が必要な？	
9	自治基本条例の構成	
10	前文	
11	第1条(目的)	
12	第2条(用語)①	
13	第2条(用語)②	
14	第3条(条例の位置づけ)	
15	第4章(まちづくりの基本原則)	
16	こんな条例にしていこう(参画と協働・情報共有・相互連携)	
17	第4章(まちづくりの基本原則) 1. 参画の原則	
18	第4章(まちづくりの基本原則) 2. 協働の原則	
19	第4章(まちづくりの基本原則) 3. 情報共有の原則	
20	こんな条例にしていこう(市民・事業者に期待すること)	
21	第5条(市民の権利)	
22	第6条(子どものまちづくりに参加する権利)	
23	第7条(市民の役割と責務)	
24	第8条(事業者の役割と責務)	
25	こんな条例にしていこう(議会・議員に期待すること)	
26	第9条(議会の役割と責務)	
27	第10条(議員の役割と責務)	
28	こんな条例にしていこう(行政に期待すること)	
29	第11条(市長の役割と責務)・第12条(職員の役割と責務)	
30	第13条(参画機会の保障)	
31	第14条(住民投票)	
32	第15条(協働の推進)	
33	こんな条例にしていこう(地域自治)	
34	第16条(地域内分権の推進)	
35	第17条(まちづくり協議会)	
36	まる・さんかく・しかくの法則	
37	第18条(地域計画)	
38	第19条(活動の支援・育成)	
39	こんな条例にしていこう(市政運営)	
40	第20条(市政運営の基本原則)	
41	第21条(総合計画の策定等)	
42	第22条(危機管理)	
43	第23条(他の自治体等との連携と協力)	
44	第24条(条例の検証と見直し)	
45	エンディング①	
46	エンディング②	
47	エンディング③	

車座談議(高取小学校区:9月9日(木)) 説明の役割分担

頁	内容	担当
1~3	表紙・目次	
4	高浜市の未来を描く市民会議とは	
5	自治基本条例ってなんだろう？	
6	みんなで自治基本条例を活かしていこう！	
7	自治基本条例は「自ら治めるための土台となるルール」	
8	なぜ自治基本条例が必要な？	
9	自治基本条例の構成	
10	前文	
11	第1条(目的)	
12	第2条(用語)①	
13	第2条(用語)②	
14	第3条(条例の位置づけ)	
15	第4章(まちづくりの基本原則)	
16	こんな条例にしていこう(参画と協働・情報共有・相互連携)	
17	第4章(まちづくりの基本原則) 1. 参画の原則	
18	第4章(まちづくりの基本原則) 2. 協働の原則	
19	第4章(まちづくりの基本原則) 3. 情報共有の原則	
20	こんな条例にしていこう(市民・事業者に期待すること)	
21	第5条(市民の権利)	
22	第6条(子どものまちづくりに参加する権利)	
23	第7条(市民の役割と責務)	
24	第8条(事業者の役割と責務)	
25	こんな条例にしていこう(議会・議員に期待すること)	
26	第9条(議会の役割と責務)	
27	第10条(議員の役割と責務)	
28	こんな条例にしていこう(行政に期待すること)	
29	第11条(市長の役割と責務)・第12条(職員の役割と責務)	
30	第13条(参画機会の保障)	
31	第14条(住民投票)	
32	第15条(協働の推進)	
33	こんな条例にしていこう(地域自治)	
34	第16条(地域内分権の推進)	
35	第17条(まちづくり協議会)	
36	まる・さんかく・しかくの法則	
37	第18条(地域計画)	
38	第19条(活動の支援・育成)	
39	こんな条例にしていこう(市政運営)	
40	第20条(市政運営の基本原則)	
41	第21条(総合計画の策定等)	
42	第22条(危機管理)	
43	第23条(他の自治体等との連携と協力)	
44	第24条(条例の検証と見直し)	
45	エンディング①	
46	エンディング②	
47	エンディング③	